

月報私学

5

2015

Vol.209



京都学園中学高等学校は、今年で創立90周年を迎えました。その記念事業として新校舎「翠嵐館」(右下)が竣工し、より教育環境が充実しました。「世界のどの舞台に立っても、堂々と自分の考えで行動できる人間を育てる」という精神のもと、世界のリーダーとなる人を育てていきます。平成27年度スーパーグローバルハイスクール指定校に採択されました。

写真提供：学校法人 京都光楠学園（京都府京都市）

CONTENTS

- 平成27年度 私立大学等経常費補助金説明会..... 2
- 平成27年度 学校法人等基礎調査のご案内..... 3
- 事業団融資の利用のご案内..... 4
- 連載③「魅力あふれる学校づくりを目指して」
世界を舞台に活躍する人材養成への取り組み..... 6
- 平成27年4月以降の年金額..... 8
- 平成27年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会..... 9
- 被用者年金制度の一元化に伴う年金給付の変更点..... 10
- 年金資産の運用 モデルポートフォリオを定め公表しました／
平成27年度 生涯生活設計セミナーの開催..... 11
- 被扶養配偶者の基礎年金番号／加入者用ログインページを設置します／
児童手当拠出金の名称が変わりました..... 12
- 積立共済年金・共済定期保険 平成27年度前期募集..... 13
- I N F O R M A T I O N..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

平成27年度 私立大学等経常費補助金説明会

私学事業団では、「平成27年度 私立大学等経常費補助金説明会」（以下、「説明会」といいます）を6月2日の東京会場を始めに、全国6会場で開催します。

1日目は、入門者向けに補助金制度の概要等について説明を行い、2日目には、補助金事務責任者向けに、27年度の変更点及び申請上の留意点等を中心とした説明を行います。なお、両日とも会場内に「相談コーナー」を設けますのでぜひご利用ください。

当日のタイムスケジュール等は、電子窓口でご案内していますので、ご確認ください。

説明会の対象者及び内容は次のとおりです。

1日目 「補助金制度の概要と事務の流れ」

（入門者向け）

主な対象者

補助金事務の経験年数がおおむね3年以内の担当者や、補助金事務担当者以外で申請書類作成に関係する方

主な内容

補助金制度の概要、申請事務の流れ等の基本的な内容について、事例等を使って説明します。

①補助金計算のしくみや申請事務の基本的な流れ（調査票提出から実績報告まで）

②各種調査票と補助金計算との関係

③会計検査院の実地検査の概要

2日目

「平成27年度の変更点と申請上

の留意点」（補助金事務責任者向け）

主な対象者

補助金事務責任者を含む担当者

主な内容

文部科学省私学助成課から、私立大学等の振興方策の現状や、直接補助（耐震化・施設装置・設備及び教育研究活性化設備）について説明し、本事業団助成部補助金課から27年度の変更点、申請上の留意点及び会計検査院の実地検査の状況等を説明します。

1 一般補助

①平成27年度の変更点

②申請上の留意点

2 特別補助

①平成27年度の変更点

②申請上の留意点

3 私立大学等改革総合支援事業

①平成27年度の変更点

②申請上の留意点

4 会計検査院の実地検査

①最近の検査状況

②過去の不当事項事例

5 私立大学等経営強化集中支援事業

会場での資料配付は行いません。ご参加いただく方は、事前に電子窓口にて資料を出力のうえ、持参してください。資料の掲載は、5月下旬を予定しています。

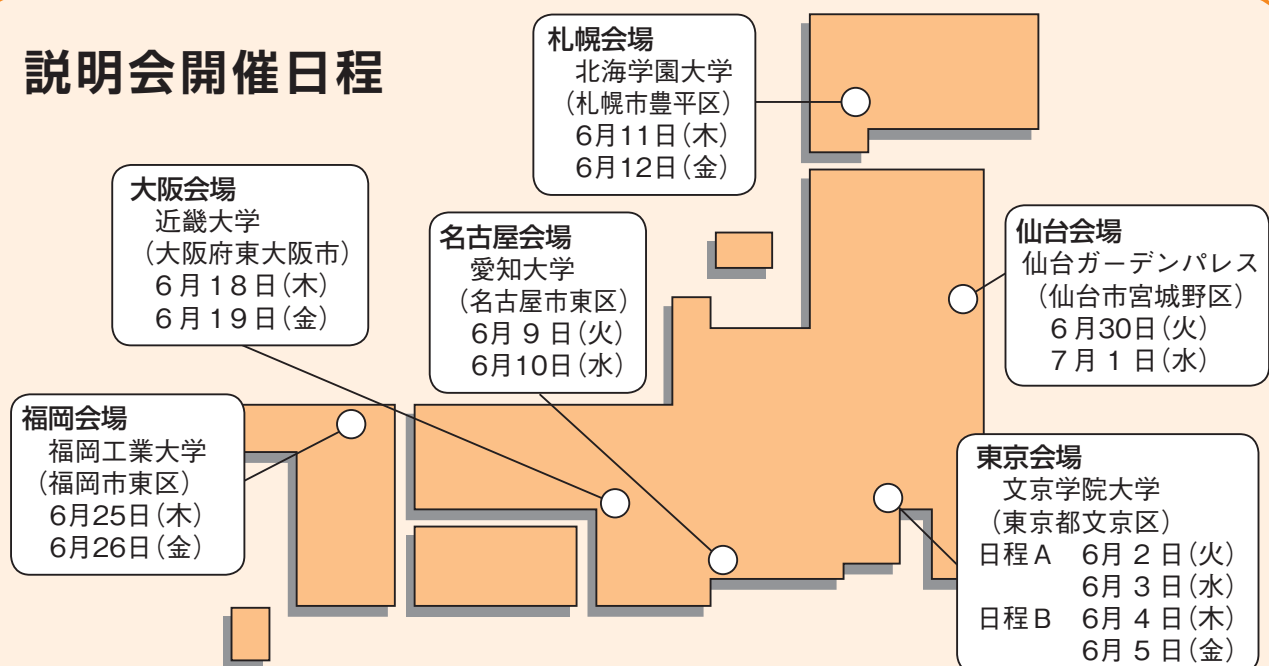
問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎ 03(32330)7297・7296

Eメール hojoikin@shigaku.go.jp

説明会開催日程



平成27年度 学校法人等基礎調査のご案内

～ホームページの調査様式をご活用ください～

学校法人等基礎調査は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県のご協力を得て実施しています。

この調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。本年度も引き続きご協力をお願いします。

集計結果は『今日の私学財政』※として刊行し、ご協力いただいた学校法人等にご活用いただいています。

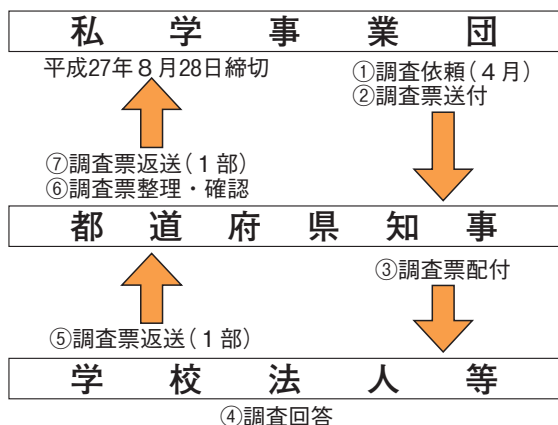
なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象にはなりません。

※『今日の私学財政』は、今回の学校法人等基礎調査で対象外の大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人が設置する幼稚園、専修学校、各種学校の集計データも掲載しています。

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順



調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の調査様式、記入例、説明書を、私学事業団ホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出の流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務のご案内」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「平成27年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に1部提出
(都道府県の定めた期限までに提出ください)

調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したもの、あるいは都道府県から送付された調査票へ記入したもののうち、どちらかをご提出ください。

いずれの場合も、都道府県へ紙媒体で1部ご提出いただきますようお願いいたします。

大学・短期大学・高等専門学校法人の皆様へ

「基礎調査票e-マネージャ」、
「私学情報提供システム」等の
利用時間のお知らせ

「学校法人ポータルサイト」において皆様にご利用いただいております「基礎調査票e-マネージャ」、「私学情報提供システム」、「電子窓口」等については、原則終日ご利用いただけます。

ただし、システムメンテナンス等により休止する場合は、別途「ポータルサイト」にてお知らせします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(32330)7840～7843
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、長期（償還期間最大20年）・固定金利（完済まで契約時の金利で固定）の融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利等は16頁下段の一覧表をご覧ください。
今月号では、融資のご相談から融資実行までの事務の流れと手続きについてご案内します。

I 融資事務の流れ

融資のご相談からご契約・資金の振り込みまで、次のような流れがあります。

1 新規融資のご案内とご相談

本年は、2月から3月にかけて、27年度の事業団資金の借入希望について照会をしました。資金の借り入れを希望する旨回答をいただいた法人には、事業の概要、資金計画等を記入していただく「融資相談シート」を送付しています。その後、6月上旬頃から「融資相談会」を実施します。5月中旬頃に開催のご案内を送付する予定です。

この相談会は個別相談の形をとり、学校法人から「融資相談シート」の記載内容についてお聞きし、併せて事業団から融資の要件等を説明する場として設けるものです。事業内容等が融資要件にかなう場合は、借り入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

この流れは年度当初から融資を希望された場合のものです。融資にかかるご相談は随時承っています。

本事業団では、融資を申し込まれる前には、時期にかかわらず、ご相談の機会を設け、事業の内容と資金計画、返済計画などをお聞きます。

2 融資申込書類のご提出

融資を申し込まれることが決まりましたら、本事業団所定の「資金借入申込書」に、資金計画（資金繰表）、返済計画、担保物件、保証人等に関する書類を添付して、本事業団に提出していただきます。ただし、東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県の主管課に提出となります。

建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な書類は、同時又は整次第、本事業団へ直接提出していただきます。

3 融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理したのち、各法人の資金が必要な時期に応じて融資審査を行い（融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会がある場合があります）、融資決定となります。

4 ご契約と資金の受け取り

融資が決定しましたら、「貸付金決定通知書」を交付します。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。資金の受け取りは、原則としてこの登記手続きが完了した後となります。

II 融資審査の視点

融資審査の視点は次のとおりです。
4つの視点については融資相談時にもお聞きます。

(1) 事業の適切性

○事業の目的・内容が適正であること

○運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金金の借り換えでないこと

(2) 資金計画の妥当性

○原則として対象事業費の20パーセント以上が自己資金であること
○借入金の償還に支障がない資金繰りであること

(3) 償還の確実性

○償還開始以降、毎年度の帰属収入から消費支出を差し引いた額（基本金組み入れ前の額）が確実に見込まれること

(4) 担保物件・連帯保証人の妥当性

○原則として土地・建物であること
○原則として法人の理事長は連帯保証人であること

平成27年度は、昨年度に引き続き「耐震改築事業に対する長期低利融資」、「築30年以上の老朽校舎等の建替事業に対する利子助成」及び「東日本大震災で被災された学校法人等に対する復旧支援融資」を行います。

この他、融資事業の詳細については、左記までお気軽にご相談ください。

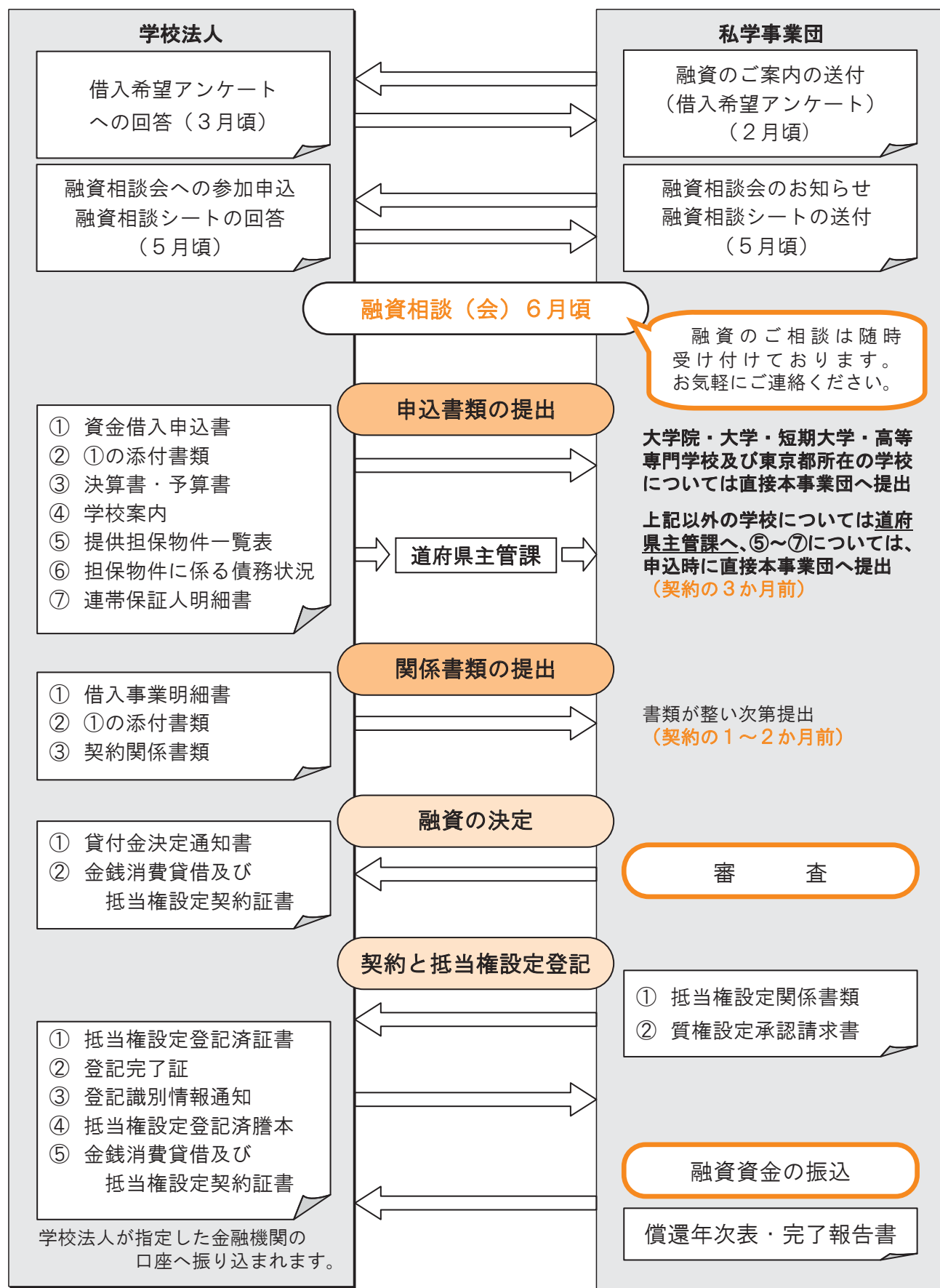
問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎03(32330)7862～7867

Eメール yushi@shigaku.go.jp

融資申し込みから契約までの事務の流れ



魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ③2

世界を舞台に活躍する人材養成への取り組み

学校法人 京都光楠学園 京都学園中学高等学校校長 佐々井 宏平

京都学園中学高等学校は、2015年に創立90周年を迎えました。京都学園高校の前身は京都商業高等学校、さらにその前身が京都商業学校であり、辻本光楠先生が私財を投じて創立した私立学校です。

創立者の渡米と建学の精神

創立者辻本光楠先生は、1897年、15才という若さで単身渡米を決心しました。それは文明国として欧米を謳歌する当時の風潮に疑問を抱き、自らの目で確かめるための渡米でした。渡米後の現実は厳しく、過酷な労働と生活に耐え続ける中、アメリカ社会で卑屈になって生活する日本人の姿を見るのが多くありました。言葉が通じないことがそれをもたらす一つの原因と感じた創立者は、夜間の英語学校で苦学しました。そして「真に日本人たる自覚をもつ」ことが大切なことであり、特に国際社会に伍していくためにそれが不可欠であると考えに至ったのです。

しかし、創立者は渡米4年にして病を得、志半ばで帰国することになりました。

した。このとき、「人間形成の基礎は日本人たるの自覚にあり」を教育信条とし、将来教育者として献身することを決意したのです。

現代の日本は、国際政治や経済の面で大きな岐路に立たされています。この時代に、百年前に創立者が掲げた「世界のどの舞台に立っても、堂々と自分の考えで行動できる人間を育てる」という信念を継承した現在の建学の精神「世界的な視野で、主体的に考え、行動する人材の育成」を教育のカリキュラムと現場での具体的な教育実践に貫くことは重要です。現に、京都学園中学高等学校のすべての生徒に在学中に少なくとも一度は海外の経験をさせるという実践は、常にリスクと向かい合いながら1992年から敢行されてきており、教育関係者や保護者から大いに注目されてきました。大学を卒業後、国際関係の仕事に従事している卒業生も多くいます。創立者の信念は、今日の京都学園中学高等学校の生徒と多くの卒業生の中に息づいています。また、現代ほど教育の中に一本貫く信念、理念が必要な時代はありません。

ん。それは私学教育の中でこそ実現が可能であると言えます。

世界的視野で行動する人材の育成

創立者の思いは帰国後、1925年になって「京都商業学校」の創立・開学となって実現します。しかし創立以来、京都商業学校が経営に苦勞してきただろうことは想像に難くありません。特に、戦中は私学に入学する余裕がない家庭が多くなり、学校を維持していくことはほんとうに大変でした。それでも学校が存続できたのは、創立者の学校にかけける強い思いと豊かな人間性があつたからです。創立者の精神が建学の精神そのものでした。創立者は、1948年学園の行く末を案じつつ他界しました。

京都商業学校は、戦後の学制改革の中で京都商業高等学校と改称し、引き続き商業教育を進めてきましたが、時代の流れは普通科高校へと向かっていました。創立して65年を経過した1990年に、普通科単独高校に改組し、校名を「京都学園高等学校」と改めました。このとき、建学の精神を時代の要請に応えられるように、現在の形に再編成しました。その結果、この建学の精神こそが創立者の思いを見事に表現したものとなったのです。商業科募集停止と「特進コース」の設置、校名変更という転換点にあたって制服も一新したところ、生徒募集では大変な人

気で、定員を大幅に上回る受験者がありました。特に女子の入学人数が飛躍的に増加したことで、すべてのクラスが男女クラスとなり、名実ともに共学として「京都学園高等学校」は順調なスタートを切ることができたのです。

1994年には「国際コース」(設置時は「留学コース」)を新設。高校2年でイギリスへ7、10か月長期留学し、国際社会で活躍できる人材を育成する、まさに建学の精神を体現したコースができたわけです。現在は、イギリスに加えてカナダ10か月留学も実現しています。また、創立者は「生徒の可能性を最大限に伸ばす」「希望する進路を実現するために学校が面倒を見る」というスクールアイデンティティを実践してきました。それは、国公立大学を目指す高校特進ADVANCEDコース、難関私立大学を目指す高校特進BASICコース、しっかりした学力を身につけさせ、希望する大学への進学を実現する高校進学コースの3つのコースによる日々の教育実践の中に、貫かれてきました。

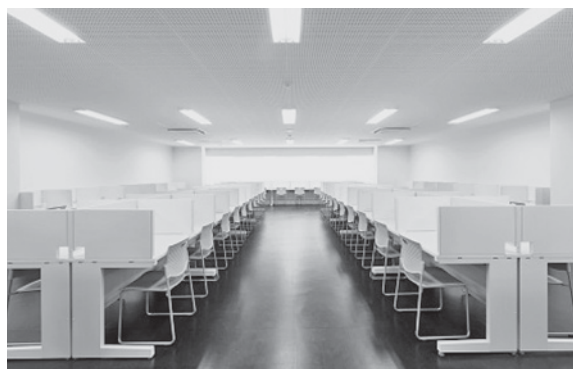
京都学園中学校は、2000年に創立されました。建学の精神に則り、当初より中学3年でイギリス研修旅行を実施し、しかも研修期間中はすべてホームステイという「世界経験」を積み重ねてきました。スクールアイデンティティも当初より実践しており、京

中高一貫教育の成功と進学実績

中高一貫教育の真価が問われる大学

都学園高等学校へ内部進学した一期生が素晴らしい進学実績をあげたことにより、京都学園中学から高校へつながる中高一貫教育の良さが認められてきました。内部進学者は、高校から入学してくる生徒に対して、「京都学園の先生を信じろ」と呼びかけ、「先生にどんな質問に行けばよい」と学校で遅くまで自習し、大半の生徒が塾・予備校に通わずに、学校での勉強とそれに対する本校教員の指導のみで希望する大学への合格を果たしてきました。2015年度からは、高校のコースに合わせて、国際・特進A・特進Bの3コース体制で臨み、より徹底した中高一貫教育を進めようとしています。

しかし、教育の器となる校舎の老朽化は進み、耐震基準を満たす新校舎の建設が待望されていました。その願いは2008年に創立者の名を冠した新校舎「光楠館」、90周年を迎える2015年1月末には新校舎「翠嵐館」が竣工したことにより実現しました。光楠館では高校の特進Aコースを除く全コースの生徒が、新体育館を含む翠嵐館には中学校の全コースの生徒が学んでいます。他に3号校舎をリニューアルし、特進Aコースの全クラスが入り、教育環境は目覚ましく整備されました。

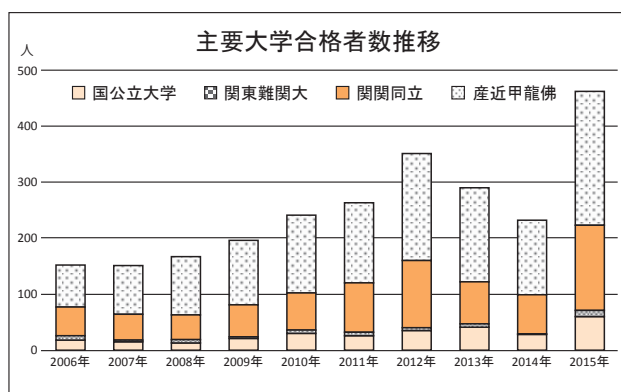


90人以上が収容できる新校舎「翠嵐館」の自習室

進学実績では、2015年度入試において、有名国立大の理系分野への現役合格を勝ち取りました。しかも、中高一貫生の10期生です。他には医科大学や医学部にも実績を残しました。特に、医学部への合格は女子であり、この実績は中高一貫の男女共学校の本校にとって、歴史的快挙です。いずれも特進Aコースの生徒です。一方、国際コースからは国際教育に特化した公立大学へ3名が合格しました。これは全国3位にランクされるものです。

2015年度大学入試では、国公立大学60名、関東の最難関である私立大学に計6名、関西の難関私立大学にも152名が合格を果たすなど、過去最高の進学実績をあげることができました。建学の精神に根ざした教育実践

を、教員一人一人が学ぶこと、その謙虚な姿勢こそが、生徒にとって親身的確、そして信頼ある進路指導の指針を築ける教員に成長するのだと全教員に呼びかけています。



もう一つ、本校の新たな歴史が刻まれる教育が始まっています。2014年度に文部科学省よりスーパーグローバルハイスクール(SGH)アソシエイト校に選出され、この一年間本校独自のプログラム『コア(KOA)学』に取り組んできました。産学連携、高大連携を模索し、引き続き次年度のSGH指定に向けチャレンジした結果、京都学園高校は2015年度のSGH

指定校に採択されました(全国56校、うち私立18校)。これにより本校の教育の発展を図るだけでなく、他校との研修を積み機会を活用し、共同して世界を舞台に活躍する人材養成の取り組みを進めていかなければなりません。そのために、中学高校の指導部は、時流を読み、教育の革新に出遅れることがないよう、絶えずビジョンの策定にあたる必要があると考えています。

2015年3月28・29日には、NIE(教育に新聞を)第13回研究発表全国大会が本校の翠嵐館ホールで開催されました。この取り組みも本校教育の先進性を全国に発信する絶好の機会となりました。

2015年度は本校にとっても節目の年度となります。建学の精神を具現化する教育実践に真摯に取り組み、教育力の高い学校として信頼され続けるために、この節目の年こそ、教職員一人一人が将来ある生徒に対して、心あたたまる教育を考え、実践することによって、徹しなければならぬのです。

◇◇◇寄稿者紹介◇◇◇

佐々井 宏平(ささい こうへい)

京都学園高等学校教頭を経て、2007年度より現職。学校法人京都光楠学園常務理事も兼任。

平成27年4月以降の年金額

年金部 年金第一課

「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第103号）」、その他関係政令が平成27年4月1日から施行され、平成27年4月以降の年金額の改定率等が決まりました。

今年度の年金額

今年度の私学共済制度の年金額は、基本的に0・9%の引き上げとなります。

ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入記録や生年月日等に基づいて行うため、個人によって算出結果が異なります。今年度の年金額が、平成26年度の年金額と比べて必ず0・9%引き上げとなる訳ではありません。

また、私学共済制度の加入者期間等によっては、年金額が上がらない場合があります。

今年度の年金額改定の考え方

「本来水準」と「特例水準」の年金額

「本来水準」とは、平成16年の年金

制度改正によって定められた、法律上で本来想定している年金額です。毎年度、物価指数（総務省が発表する年平均の全国消費者物価指数をいいます）や賃金の変動に応じて改定することとなっています。また、少子高齢化の進行に伴い、年金額を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）といえます）が併せて導入されています。

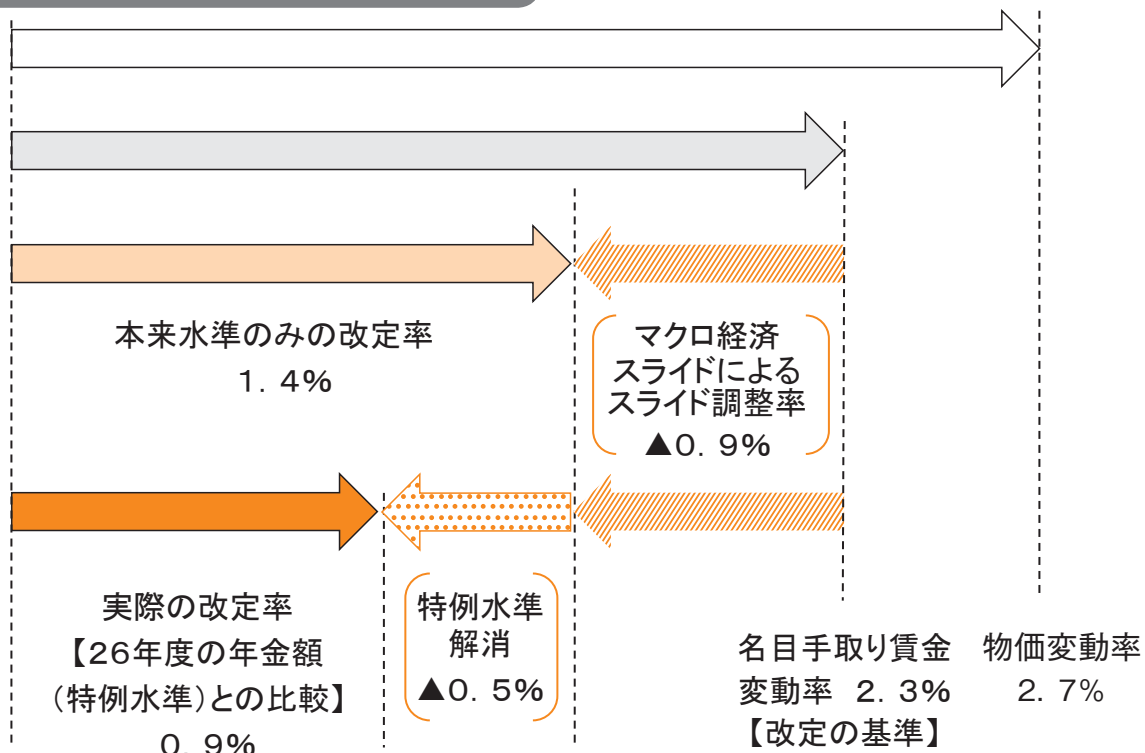
一方、本来水準の年金額をそのまま適用すると、それまでに比べて年金額の大幅な減額となるため、経過措置としてそれまでの給付水準が保障されていました。この保障された水準が「特例水準」であり、昨年度までの年金額は、一般的に特例水準が本来水準より0・5%高くなっていました。

特例水準の年金額は、法律上で本来想定している年金額に比べて高い水準の年金額であることから、現役世代の年金額の確保に繋げ世代間の公平を図るために、計画的に解消することが法律で定められました（「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」）。

特例水準の解消

特例水準の年金額は、法律上で本来想定している年金額に比べて高い水準の年金額であることから、現役世代の年金額の確保に繋げ世代間の公平を図るために、計画的に解消することが法律で定められました（「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」）。

平成27年度 年金額の改定率 【概念図】



「名目手取り賃金変動率 < 物価変動率」のため、名目手取り賃金変動率を改定の基準とします。

この法律は平成25年10月に施行され、平成27年4月をもって特例水準はすべて解消することとなっています。このため、今回の改定により本来水準と特例水準の格差0.5%が解消されます。

本来水準の改定

本来水準の年金額は、原則として名目手取り賃金の変動率や物価指数の変動率などを指標として改定されますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、賃金変動率で改定することとされています。

平成27年度は、名目手取り賃金変動率(2.3%)よりも物価変動率(2.7%)が高くなったため、名目手取り賃金変動率(2.3%)が改定の基準となります。

さらに、マクロ経済スライドにより年金額を自動調整するため、「スライド調整率」としてマイナス0.9%が適用されます。

以上の要素を合わせると、平成27年度における年金額は、平成26年度における特例水準の年金額との比較で、基本的には0.9%の引き上げとなります。(8頁 平成27年度年金額の改定率

【概念図】参照)

私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額の計算方法の変更

私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額を計算する際の基準となる額が次のように改定されました。

停止解除調整変更額等	
(改定前)	46万円
(改定後)	47万円

これに伴い、平成27年4月分から、私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額が変わります。

なお、60歳から64歳までの人が私学在職中である場合の、支給停止開始の基準額となる額は、28万円のままで変更はありません。

◆ ◆ ◆
年金の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支給される6月定期払いからです。

平成27年度 第1回

私学共済事務担当者連絡会

6月23日(火)～7月16日(木)

広報相談センター相談班

～皆様の「ご出席をお待ちしています」～

事務担当者連絡会は、各学校法人等の事務担当者最新の情報をお知らせすることを目的としています。日頃の業務に関するご質問等にもお答えしますのでぜひご出席ください。なお、事前のお申し込みは必要ありませんので、当日会場に直接お越しください。

●開催日及び会場等

4月分掛金納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ[事務担当者用ログインページ]をご覧ください。

2 被用者年金制度一元化に伴う

事務等について

- ・年金関係(手続き・請求書等)
- ・「ねんきん定期便」について
- ・資格関係(退職者の取り扱い等)
- ・一元化に伴う新システムへの移行期間にかかる電算処理の制限について

●開催時間

午後1時30分～4時

(注)東京会場のうち、7月14日(火)は、午前9時30分～12時の開催となります。

3 各業務からのお知らせ

- ・資格関係(届書等の提出方法等)
- ・保健関係(特定健康診査等)

●内容(概要)

1 共済事業のお知らせ

- ・平成27年度の事業計画の概要
- ・都道府県補助金
- ・社会保障・税番号制度について
- ・データヘルス計画について
- ・平成27年度の年金額
- ・退職等年金給付(新3階年金)の概要

平成27年度第1回私学共済事務担当者研修会は、被用者年金制度の一元化の対応により中止とさせていただきますのでご了承ください。

被用者年金制度の一元化に伴う

年金給付の変更点

年金部 年金第一課
年金第二課

平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、一部の年金給付について取り扱いが変更となりますので、その概要をご案内します。

(一元化前である平成27年9月までに受給権が発生している共済年金については、原則として従前どおり支給されます)

共済年金の職域加算部分

一元化前の共済年金は、独自の職域加算部分を含みますが、一元化後の厚生年金にはありません。

ただし、平成27年9月までの加入者期間に対しては、職域加算相当部分として、経過の職域加算額(共済年金)が発生します。

遺族の範囲の見直し

平成27年10月以降に、加入者(被保険者)又は加入者(被保険者)であった人が亡くなった場合の遺族給付については、死亡、婚姻などにより先順位の人の遺族給付が失権した場合、次順位の人に遺族給付が引き継がれる「転

給制度」が廃止されます。

未支給年金の支給範囲の変更

年金は、受給権者が死亡した日の属する月分まで支給されますが、その人が支給を受けることができた給付で、死亡したときにまだ受け取っていない給付があるときには遺族等に支払われます。これを「未支給年金」といいますが、一元化後は、厚生年金に合わせ、未支給年金を受けることができる遺族・相続人の範囲が、次のとおりとなります。

◆ 年金受給権者の死亡当時、その人と生計を同じくしていた次の人

(原則、同居が条件)

①配偶者

②子

③父母

④孫

⑤祖父母

⑥兄弟姉妹

⑦その他の3親等内の親族

※ 請求できる順位は①～⑦の順です。先順位の人がいる場合、次順位の人には請求できません。

退職共済年金の在職支給停止の計算方法の変更

退職共済年金の受給権者が、私学在職中の場合又は厚生年金・公務員共済組合等に加算中の場合、「総給与(報酬)月額相当額^{※1}＋基本月額^{※2}」の額が停止基準額^{※3}を超えるときは、年金の全部又は一部を停止することとされています。

現在、二つ以上の年金の受給権がある場合の停止額の計算については、各制度がそれぞれの年金額に対して各々の「基本月額^{※2}」により停止額を計算しています。

一元化後は、二つ以上の年金の受給権がある場合、停止額の計算に用いる「基本月額^{※2}」については、すべての「基本月額^{※2}」を合算して全体の停止額を計算し、各制度の年金額の割合により按分して、制度ごとの停止額を計算することとなります。

なお、厚生年金の被保険者となった場合の停止基準額^{※3}は、一元化後に変更となります。

・65歳未満の人…停止基準額^{※3}が「47万円」から「28万円」に変更となります。

・65歳以上の人…停止基準額^{※3}は「47万円」で変更ありません。

■急激な停止額の増加を抑制するため、配慮措置が設けられる予定です。

■職域加算相当部分は、現行と同様に

私学在職中の場合は全額支給停止です。

■昭和12年4月1日以前生まれの人に ついても、一元化後は在職中の停止の対象となります。

- ※1 総給与(報酬)月額相当額とは、標準給与(報酬)の月額と1年間の標準賞与の額の総額の1/12との合算額です。
- ※2 基本月額
65歳未満：{年金額－(職域加算相当部分＋加給年金額)}×1/12
65歳以上：給与比例部分×1/12
- ※3 停止基準額(28万円、47万円)は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

障害共済年金の在職中停止の変更

一元化後は、職域加算相当部分以外の支給停止がなくなります。

なお、現在在職中で障害共済年金が支給停止中の人には、支給開始のために障害状態の再認定が必要になることがあります。再認定対象の人には、個別に私学事業団からお知らせします。

年金資産の運用

モデルポートフォリオを定め公表しました

(平成27年3月20日付)

資産運用部

平成27年10月に被用者年金制度が一元化されるに伴い、私学事業団の年金積立金は、厚生年金の積立金と、旧職域加算部分の支払い等に充てるための積立金に仕分けられます。

一元化後の厚生年金の積立金については、厚生年金保険事業の財政上の諸前提を踏まえた実質的な運用利回りを長期的に確保することが求められます。このことから、管理運用主体(※)が、共同して、基本ポートフォリオを定めるにあたって参酌すべき資産の構成の目標を定めることとされており、これをモデルポートフォリオといいます。

このモデルポートフォリオについては、平成27年3月20日付けで管理運用主体が共同して表のとおり定め、公表しました。詳細は、私学共済ホームページ(年金資産の運用↓被用者年金制度一元化関連)をご覧ください。

なお、本事業団における厚生年金の積立金にかかる基本ポートフォリオについては、厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から、モデルポートフォリオを参酌して定めることになります。

(※)管理運用主体とは、被用者年金

制度一元化以降に厚生年金の積立金を管理運用することとされている年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会(国共連)、地方公務員共済組合連合会(地共連)、日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の4団体をいいます。

表 モデルポートフォリオ

資 産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデル ポートフォリオ	35%	25%	15%	25%
中心値範囲	上記 ±10%	上記 ±9%	上記 ±4%	上記 ±8%

平成27年度
生涯生活設計
セミナーの開催

福祉部 保健課

私学事業団では、加入者の皆さんの退職後のセカンドライフを、豊かで実りあるものにするための一助となるよう「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。昨年度同様、教職員生涯福祉財団との共催により講義と実習を併用して行います。

申し込み方法等は次のとおりです。多数の方の参加をお待ちしています。

開催日・会場	募集人数
7月27日(月) 東京ガーデンパレス	各50名
7月28日(火) 東京ガーデンパレス	
7月31日(金) 東京ガーデンパレス	
8月4日(火) 広島ガーデンパレス	
8月20日(木) 大阪ガーデンパレス	

対象者

加入者とその配偶者

参加費

- ・一人参加 3000円
- ・夫婦参加 6000円

*テキスト代・昼食代等を含みます。

時間

午前9時30分～午後5時

宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担です。

申し込み方法

①参加者氏名(年齢) ②加入者番号 ③参加者の郵便番号・住所 ④自宅の電話番号 ⑤所属学校名 ⑥学校の電話番号・内線番号 ⑦希望日(第2希望まで)を明記のうえ、封書又はハガキでお申し込みください。また、私学共済ホームページ(きょうさいトピックス)から申し込むこともできます。

申し込み・問い合わせ先

〒160-0004

東京都新宿区四谷3丁目12

フロンティア四谷 6階

一般財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部「セミナー担当」

☎03(5368)1882

申込締め切り日

6月10日(水) 必着

*申込者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に連絡します。

*都合によりキャンセルされる場合は、早めに文書で連絡してください。

主催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

被扶養配偶者の基礎年金番号

国民年金第3号被保険者届と合わせ、被扶養者認定申請書に
基礎年金番号を記入してください
業務部 資格課

私学共済制度の加入者や被扶養配偶者は、同時に、国民年金の第2号被保険者や第3号被保険者になります。国民年金や厚生年金の被保険者記録は、基礎年金番号をキーにして日本年金機構が管理しています。私学事業団への各種報告や届け出の際には、基礎年金番号を記入していただくことになって

います。これまで、加入者の資格取得に関する報告において、基礎年金番号記入漏れについては、注意喚起のご案内をしてきましたが、今回は被扶養配偶者の基礎年金番号についてご案内します。

被扶養配偶者と国民年金第3号被保険者

60歳未満の配偶者が私学共済制度の被扶養者に認定されると、国民年金第3号被保険者になりますので、配偶者の被扶養者認定を申請するときは、国民年金第3号被保険者の届け出が必要になります。

また、国民年金第3号被保険者となる配偶者は、本事業団の被扶養者の記録と、日本年金機構の国民年金第3号被保険者の記録とを紐付けるため、本事業団への「被扶養者認定申請書」にも、必ず配偶者の基礎年金番号を記入してください。

国民年金第3号被保険者の届け出の提出もなく、「被扶養者認定申請書」にも基礎年金番号が記入されていない場合は、書類不備として返送することになりますのでご注意ください。

被扶養配偶者の基礎年金番号の活用

本事業団では、被扶養配偶者の皆さんから提出していただいた国民年金第3号関係の届け出を、年金事務所に進達するとともに、被扶養配偶者の認定状況の記録を日本年金機構と情報交換しています。この情報は、日本年金機構で国民年金に関する届け出の不備や漏れに関する勧奨等に活用されています。

配偶者の「被扶養者認定申請書」に、基礎年金番号の記入が漏れていたたり、誤った番号が記入されていると、本事業団と日本年金機構との情報交換が適正に行えません。

その結果、日本年金機構からの勧奨等が行われず、どこの年金制度にも加入していない期間（不整合記録）が発生し、配偶者が低年金や無年金になってしまうこともあります。被扶養配偶者の基礎年金番号は、年金手帳などで確認し、必ず記入してください。

被扶養者認定申請書

01	認定を受けようとする者の氏名(氏名と名の間に記入してください)	生年月日	続柄	性別	職業	扶養手当	被扶養者の要件を満たしているかどうか(理由及び年月日)	幸認定年月日	事業団記入欄
02	配偶者	1. 同一住所 2. 別住所	郵便番号	フリガナ	漢字	基礎年金番号	1. 有 2. 無		
01	認定を受けようとする者の氏名(氏名と名の間に記入してください)	生年月日	続柄	性別	職業	扶養手当	被扶養者の要件を満たしているかどうか(理由及び年月日)	幸認定年月日	事業団記入欄
02	子・父母等	1. 同一住所 2. 別住所	郵便番号	フリガナ	漢字	基礎年金番号	1. 有 2. 無		
01	認定を受けようとする者の氏名(氏名と名の間に記入してください)	生年月日	続柄	性別	職業	扶養手当	被扶養者の要件を満たしているかどうか(理由及び年月日)	幸認定年月日	事業団記入欄
02	その他家族	1. 同一住所 2. 別住所	郵便番号	フリガナ	漢字	基礎年金番号	1. 有 2. 無		

年金手帳等で確認した配偶者の基礎年金番号を記入

私学共済ホームページ

加入者用ログインページを設置します

広報相談センター 広報班

平成27年5月から、私学共済ホームページに加入者及び任意継続加入者のための専用ページを設置します。

加入者向けの刊行物「広報誌 レター（全ページ）」、「私学共済ブック（給付編）」、「私学共済ブック（保健・宿泊編）」のほか福祉事業の「私学事業団 健康相談ダイヤル」利用方法も掲載します。今後も私学共済制度を知っていただくうえで役立つ情報を掲載していく予定ですので、ぜひご活用ください。

◆ユーザー名、パスワードは「レター」5月号に掲載しています。

児童手当拠出金の名称が変わりました

業務部 掛金課

平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、「児童手当拠出金」の名称が「子ども・子育て拠出金」に変更となりました。

拠出金率、納付方法等については変更ありません。

なお、「掛金納付通知書」等の用紙は、当分の間これまでのものを使用します。ご理解とご協力をお願いします。

積立共済年金・共済定期保険 平成27年度前期募集 (平成27年10月1日加入)

募集期間 6月1日(月)～6月30日(火)私学事業団必着

福祉部 保健課

■積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース(個人年金保険料控除の対象)	自由選択コース(一般生命保険料控除の対象)
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険 及び一時金を選択

※満55歳未満で退職(脱退)した場合は、一時金だけの選択となります。

積立金増額のための「中途一時払」ができます。

口数	1口(10万円)～100口(1,000万円)までの任意の口数
加入要件	①中途一時払は、税制適格コース・自由選択コースそれぞれに掛金積立(払込)期間中1回のみ申し込みができます。 ②中途一時払は、すでに該当コースの月払いへ加入している場合に申し込みができます。 なお、自由選択コースにおいて、月払掛金を払い込み中止(全部減口)している場合、中途一時払の申し込みはできません。事前、又は同時に月払掛金の払い込み再開(最低2口以上)が必要となります。 ③制度への新規加入及び未加入のコースへの加入と「中途一時払」の同時申し込みはできません。この場合は「加入時一時払」を利用してください。

■共済定期保険(きょうさいていき)

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みを受け付けます。

家族年金コース 加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。
(主契約です) 独身の人も加入することができます(配当金を還付 平成25年度50.68%)。

家族年金コースの加入が条件です (11月)募集は後期です	医療保障コース 病気やケガで5日以上入院したときの保障(配当金を還付 平成25年度47.25%)
	医療費支援コース 日帰り入院から保障(その他手術、女性疾病にも対応)
	3大疾病保障コース がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときの保障
	長期休業補償コース 病気やケガで長期の休職となったときの保障

学校加入コース 学校法人等が保険料を負担し、加入者への弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付 平成25年度50.68%)。

共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120(716)267(平日 午前9時～午後5時15分)

■申し込み方法

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます(既加入者の内容変更等は後期(11月)申込期間内のみとなります)。

申し込みに当たっては、パンフレットに記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、手続きしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは**5月25日(月)必着**です。

締め切り間際での送付については、送付誤りのないよう必ず下記の貯金関係書類送付先をお願いします。

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書箱第103号
 私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申込締め切り日は**6月5日(金)必着**です。各コースとも募集人員(30名)を超えた場合は抽選となります(先着順ではありません)。

詳しくは、本誌4月号又は私学共済ホームページ「福祉事業のご案内」▶とくとく情報▶全国共通をご覧ください。
【福祉部 保健課】

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月19日(火)に学校法人等宛てに発送します。

該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算して25年、30年、35年、40年、45年…の節目に当たる人です。
【福祉部 保健課】

平成26年度 特定健康診査にかかる 健診結果データの提出期限

平成26年度の健診結果を提出されていない学校法人等は、**5月29日(金)必着**で提出をお願いします。

この期限以降に提出された場合は、健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO」及び「特定保健指導利用券」を発送できませんのでご了承ください。**【福祉部 保健課】**

「私学共済ブック2015」〔保健・宿泊編〕 「レター」5月号等の送付

「私学共済ブック2015」〔保健・宿泊編〕、加入者向広報「レター」5月号等を5月中旬から学校法人等宛てに送付します。送付部数は、4月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)となります。

今回は、「退職等年金給付制度について」、「私学事業団 健康相談ダイヤル(「レター」に差し込み)」のリーフレットも同封していますので、ぜひご覧ください。

【広報相談センター 広報班】

標準給与基礎届(定時決定)等の 磁気媒体による報告

定時決定の「標準給与基礎届」や賞与支給時の「賞与等支給報告書」は、磁気媒体による報告ができます。私学共済ホームページの事務担当者用ログインページで詳細を確認のうえ、磁気媒体の作成機能やチェック機能をダウンロードしてください。

- ・磁気媒体報告への切り換えに事前申請・承認は不要です。
- ・提出する前に必ずチェック機能でチェックしてください。
- ・提出の際は、所定の送付状と必要事項を記載したラベルを添付してください。
- ・磁気媒体で報告すると、その後は磁気媒体届出校として取り扱いますので基礎届などの用紙は送付しません。なお、磁気媒体での報告を取りやめるときは、文書で申し出てください。**【業務部 資格課】**

貸付けの申込締め切り日に ご注意ください

6月22日送金分は**5月29日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

5月の共済業務スケジュール

6日(水)	貸付	4月分定期償還期限
7日(木)	貸付	送金
8日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(金)	貸付	6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金	送金
22日(金)	貸付	送金
25日(月)	貯金	前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金	脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金	4月分掛金口座振替(自振校のみ)
	貸付	5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付	6月22日送金申し込み締め切り 平成26年度特定健康診査結果データ提出期限

6月の共済業務スケジュール

1日(月)	積立共済年金・共済定期保険	前期加入申し込み開始
	掛金	4月分納期限
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	5月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限(必着)
15日(月)	貸付	7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

人 事 異 動

職員の（ ）内は前職

◆役員等
理事

平成27年3月31日付

退任 西野 宏 明

平成27年4月1日付

新任 佐藤 直 也

参与

平成27年3月31日付

退任 岡本 勝 広

平成27年4月1日付

新任 笹山 政 和

◆本部職員

平成27年4月1日付

総務部長 小瀬 孝 雄
(融資部長)監査室長 高橋 大 平
(相談班長)財務部長 酒井 薫
(資産運用室長)システム管理室長
高橋 和 良
(年金部長)融資部長 天白 則 彦
(考査役)数理統計室長 鈴木 武
(文部科学省〔国立科学博物館次長〕)資産運用部長 八田 晴喜代
(施設部長)年金部長 荒井 伸 也
(企画室参事〔年金企画〕)施設部長 倉沢 隆 行
(北海道会館館長)システム管理室次長(財務部次長併任)
田中 裕 介
(財務部次長)資産運用部シニアアドバイザー(次長)
熊倉 裕 介企画室参事(助成業務)
中田 哲 也
(補助金課課長補佐)企画室参事(年金企画)
北村 博 史
(総務部参事〔労務担当〕)企画室参事(共済業務)
笠原 昌 俊
(宮城会館館長)人事課長 木下 修
(東京臨海病院副事務部長)総務部参事 飯田 公 七
(審査・管理室長)総務部参事(労務担当)
廣田 聖 志
(人事課課長補佐)監査室参事 鈴木 祐 二
(企画室参事〔助成業務〕)審査・管理室長 小林 一 之
(企画室主幹〔助成業務〕)経理第二課長 國井 季 樹
(貸付課長)運用第一課長 田代 雅 之
(資産運用室参事)運用第二課長 大谷 和 正
(経理第二課長)掛金課長 山本 一 裕
(京都会館館長)貸付課長 佐々木 正 良
(掛金課長)相談班長 大井 桂 子
(広報班主幹)

◆東京臨海病院

平成27年4月1日付

事務部長 小松 弘 和
(人事課長)

◆会館

平成27年4月1日付

北海道会館館長 酒井 浩 二
(監査班長)宮城会館館長 安田 誠
(九州会館館長)京都会館館長 横川 雅 一
(企画室参事〔共済業務〕)九州会館館長 仲原 隆
(九州会館営業部長)

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務

学校法人基礎調査の提出について
ご協力をお願いします

■5月29日(金)提出締め切り

(対象：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人)

※【 】は調査票区分を表しています。

①学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】

②役員数・役員個人票【075】

③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】

④入学試験区分別入学志願者等学生数(大学等)

【111、112、113、114、117、118、119、121】

⑤編入学及び通信教育に係る学生等数【115、120】

⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金

(高等学校～各種学校)【130】

⑦教員・職員数【210】

⑧教員数(大学院担当等)・職員内訳

【211、212、213、214】→提出時期を5月下旬に変更しました。

⑨大学等専任教職員個人票(大学等)

【220、230、240、250】

※土地・建物面積等【310、320】は6月下旬提出に変更しました。

詳しくは、平成27年度学校法人基礎調査「操作マニュアル・入力要領」をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
http://www.shigakukyosai.jp/

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT Gp 仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
(JR「仙台」駅東口より徒歩3分)
http://www.hotelgp-sendai.com/

5月30日には東日本大震災で被災した仙台と石巻を結ぶJR仙石線が全線で運行再開。石巻へのアクセスが便利になります。石巻には大人気の「石ノ森萬画館」があります。仙石線に乗りして石巻をお楽しみください。

1泊朝食付！グッドステイプラン

取扱期間：5月6日(水)～6月30日(火)

☆チェックイン14時・チェックアウト11時の
ゆったりプラン☆

1部屋あたり	平日・日曜日	土曜日
シングル(1名1室)	6,600円～	8,100円
ツイン(2名1室)	11,500円～	14,100円
和室(3名1室)	17,300円～	22,000円

※料金は一例です。部屋タイプ・繁閑により異なりますので、お問い合わせください。
※予約時に「月報私学5月号を見た」とお伝えください。
※全室シモンズ社製ベッド導入。高速無線LAN対応、空気清浄機も完備



客室(イメージ)

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102
(JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バス(70分)、又は長野電鉄「湯田中」駅からバス(40分)でいずれも「蓮池」下車、徒歩5分)

上信越高原国立公園のほぼ中央に位置する志賀高原は、新緑の時期から様々な高山の花々を眺めながらのトレッキングや、山菜や根曲り竹といった高原ならではの山の幸も季節に応じて楽しめます。ぜひ雄大な大自然を体感してください。

新緑プラン

取扱期間：6月1日(月)～7月10日(金)

1泊2食(1名1室/1名様)	7,800円
(2名1室/1名様)	7,200円
(3～4名1室/1名様)	6,700円



志賀高原

融資事業のご案内

平成27年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表(平成27年5月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	1.0	0.5	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.1	0.6	—
【教育環境整備費】 校教具(※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

27年度融資については、現在受付中です。

なお、事業団融資の利用のご案内(4頁)も併せてご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp